

---

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成29年 6 月 14 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 番 赤木 貴尚 議員  
2 番 土谷 勇二 議員  
4 番 音嶋 正吾 議員  
9 番 田原 輝男 議員
- 

本日の会議に付した事件  
(議事日程第 3 号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 赤木 貴尚君 | 2 番 土谷 勇二君 |
| 3 番 呼子 好君  | 4 番 音嶋 正吾君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 町田 正一君 |
| 8 番 市山 和幸君 | 9 番 田原 輝男君 |
| 10番 豊坂 敏文君 | 11番 中田 恭一君 |
| 12番 久間 進君  | 13番 市山 繁君  |
| 14番 牧永 護君  | 15番 今西 菊乃君 |
| 16番 鵜瀬 和博君 |            |
- 

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	米村 和久君
事務局係長	若宮 廣祐君	事務局書記	吉田まどか君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	久間 博喜君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	下條 優治君
総務課長	中上 良二君	財政課長	松尾 勝則君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。西日本新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしく願います。

なお、壱岐市議会基本条例により、質問者に対して市長等に反問権を付与しておりますので、反問権が行使された場合、その時間は議長判断により一般質問の時間を延長いたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、1番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。赤木議員。

なお、赤木議員につきましてはパネルの使用を許可いたしておりますので御了承ください。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 赤木 貴尚君） おはようございます。

平成29年壱岐市議会定例会6月会議、一般質問、1番の順番で赤木が通告に従い質問させていただきたいと思っております。

梅雨入りはしたものの雨が降らず、非常に困ってある方が多くおられると思います。私も和太鼓を20年ほどしておりますが、太鼓にも雨乞い太鼓というのがありまして、雨が降るように太

鼓も雨乞い太鼓をしなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

通告に従いまして、大きく3点、市長、そして教育長に質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず1点目に国境離島新法についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

議長のお許しをいただきましたのでパネルを用意いたしました。

まず1点目に国境離島新法についてということで、4月施行の国境離島新法をめぐり、島民並みの割引運賃で海、空の航路、航空路が利用ができるように検討されている準島民について、内閣府は5月25日に10月をめどに対象となった人が割引運賃で利用が始められるように方針を明らかにしました。それまでに国が示した準島民の基準に従って、関係市町村が具体的な対象者の案を国に申請するという事です。

1番目に、国の準島民の基準を踏まえて、壱岐市の具体的な対象者の申請案はどのように考えておられるのか。

2番目に、国への準島民の基準の申請を何月ごろ提出を考えておられるのか。

3番目に、準島民ということであれば準島民の証明をしなければいけないと思えますが、その準島民を行うための具体的な方法、対策はあるのか。例えば準島民カードを発行するなど、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。

4番目に、この国境離島新法制定により運賃の低減化で各空の便もそうですけれども、船、フェリー、そして高速船の利用者が増加をしたというふうに新聞等でも出ておりましたが、それに伴い利用者の方が非常に不便を感じておられるというところが自由席だということで、早くから並ばなければいけない等の問題点もあり、その点において高速船の座席指定を市長も御出席される航路対策協議会で提案されてはどうか。

このことについては全席指定、一部指定など、そういうのがございますが、その点についてどうお考えなのか。

以上3点について、まず最初に答弁をいただきたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の国境離島新法についてのお尋ねでございますけれども、お答えをする前に、この法律について、皆様に正しい御理解をいただくために若干の御説明を申し上げます。

新しい法律をつくるためには、その根拠となる法律が必要でございます。その大もとは憲法であることは言うまでもございませんけれども、長崎県離島振興協議会がずっとずっと中心となつて求めておりました国境離島新法には具体的な立法の根拠となる法律が存在しませんでした。平

たく申しますと、国境離島とは何なのと、国境離島ってどの法律に書いてあるのという議論でございました。

そうした中で、谷川、金子両先生の御尽力によりまして、平成24年の離島振興法改正で、附則第6条に「国は領土保全のため、特に重要な離島について必要な措置を講ずるものとする」という文言がうたいこまれました。ここで初めて国境離島、いわゆる特に重要な離島、すなわち国境離島という概念が初めて登場したところでございます。

これを受けまして、足かけ5年をかけて国境離島新法ができたわけでございますけれども、この国境離島新法は、かつて被占領地であった奄美・小笠原振興特別措置法に準じて制定されたものでございます。申し上げるまでもなく、この法律は谷川新法と呼ばれるように、谷川先生の並々ならぬ御尽力によるものでありまして、心から感謝をしているところであります。

また、この法律には4本の柱がございまして、1つに航路航空路運賃のJR並み運賃の実現、2つ目に流通コスト、これはあくまで海上運賃に係る部分でございますけれども、流通コストの低廉化、3番目に滞在型観光の推進、もう1泊していただくという概念でございます。そして雇用の確保、人口減少をとめるためには雇用の確保が大事なんだということで、この4本の柱がございまして。そしてその事業費、現時点では総事業費で100億円、うち50億円は国、残りの50億円は県と地元が負担するというところでございますので、壱岐市に係る事業費の原則4分の1は市の負担であるということをお理解賜りたいと思います。

さて、赤木議員の御質問でございますけれども、まず国の準住民の基準を踏まえて壱岐市の具体的対象者の申請案についてでございますが、現状における準住民対象者として、国の方針といたしましては、①として、住民が扶養している特定有人国境地域外に居住している18歳以下の児童生徒、壱岐の人の18歳以下の扶養している子供ということでございます、壱岐についていえばですね。

2番目に、市町村が移住定住施策の一環として行う事業によって、特定有人国境地域における体験移住、体験居住、体験就業、ワーキングホリデー、インターンシップなどがございますが、居住物件の探索等のための特定有人国境地域域域に来訪する者。

3番目に、市町村が交流拡大施策、これは離島留学制度、大学、企業等との協定に基づいて継続的かつ反復的に行う学習、研修制度、島を支援する専門家等の確保等の一環として行う事業によって、特定有人国境地域域域において一定期間、学習、研修、就労、実習等を行う者となっております。

したがって、この国の方針に従いまして国に申請を行うということになりますけれども、先ほども申しました1点目の18歳未満の児童生徒、扶養している児童生徒以外のことを申しますと、具体的には、壱岐市のUIターン促進短期滞在事業の認定を受けている者、2番目に、壱

岐阜市が運用する短期滞在施設で滞在認定を受けている者、3番目に、壱岐高等学校の東アジア歴史・中国語コースに在籍している留学生、4番目に、学校法人岩永学園こころ医療福祉専門学校壱岐校に在籍している学生、5番目に、壱岐市のテレワーク推進事業の認定を受けている者、6番目に、大学との連携協定による事業に参加する学生でございます、これらを検討しております、合わせて現時点で250名程度、扶養者を除いて250人程度を見込んでおります。

内容については、県内関係市町との情報共有を図りながら、今後、申請に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

2点目の国への申請につきましては、8月31日までに提出し、準住民の基準の適用日につきましては、10月1日からの予定でございます。

3番目の質問の準島民証明を行う方法の具体的な対策につきましては、乗船券または航空券の購入時に準住民であることの確認が必要となりますので、準住民については割引カードの発行が必要と考えております。しかしながら壱岐市以外に住所を有する方が対象となっておりますことから、広く周知を行う必要があります。また、各関係部署との連携を図りながら対象者の把握に努めてまいります。

準住民にかかわる割引カードの申請方法につきましては、来庁による申請のほか市外に居住されている方からの郵送による申請も検討する必要がありますが、県内で統一を図る必要があると思われますので、今後、具体的な申請の方法についても県、関係市町との協議を進めてまいります。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長、4番目の高速船の――。

○市長（白川 博一君） 申しわけございません、高速船の利用増加に伴う座席指定につきましては、平成28年1月18日の航路対策協議会におきまして、九州郵船株式会社の竹永社長に要望書を手交、手渡しをいたしております。

これにつきまして、高速船ジェットフォイルの座席指定化を要望したわけですが、その回答につきまして、平成28年2月に座席指定の実現に向け、平成28年度の閑散期以降、運用を開始できるよう取り組むという回答をいただいたところでございますが、現実にはそれがなっておりませんでしたので、6月12日、一昨日でございますけれども、一昨日の壱岐市航路対策協議会において九州郵船に御出席をいただきまして、この座席指定化の進捗状況を確認いたしましたところ、プログラムの改修等で時間を要し、本年11月ごろ運用開始を目指し、整備を進めているということでございます。

また、席の指定については全席指定するか一部を指定するかについては、全席指定も可能であるし、一部指定についても現在検討しているということでございました。

このほか、航路対策協議会委員から座席指定の予約の方法等についてお尋ねや要望がございま

して、これらにつきまして九州郵船に対し、その対応について早い時期に報告するようにと申し入れをしたところであります。

国境離島新法の施行によりまして、ジェットフォイルの運賃は壱岐、博多間でこれまで片道4,040円、これは2割引きの価格でございますけれども、この2割引きの価格からさらに往復で5,250円という大幅に安くなっておりまして、現在ジェットフォイル利用者も多くなっておりますし、今後もその傾向は続くものと考えております。ジェットフォイルは壱岐市民にとって、極めて重要な海上高速交通手段でありまして、今後もその充実に向けて取り組んでまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。幾つか確認というか、今回、準島民というところの枠は新聞等には出ておりましたが、市民の方にも改めてこのような形でお知らせすることもできたということと、あと高速船の座席指定については、非常にいろんな方の思いはあると思うんですが、非常に希望としては座席指定して欲しいという方も多くおられました。

要望活動をされて、11月ごろ実現するというこの答えが出たということで、今、市民の方もそのようになるのかなということで思っている方がいると思いますが、ちょっと幾つかまた御提案等をしていきたいと思いますが、この準島民ですね、私が勝手に考えてしまったんですが、何かこう新たなアイデアがないかなと思ってですね、これは独自で壱岐市から提案ができることがあれば、このように私なりに考えました。

ちょっと、実際こうはならないんだよということも人から言われるかもしれませんが、準島民って何か僕が勝手に思ったところ、本籍地が壱岐にあればその方は準島民というふうに提案できないのかなと思いました。

まず、その親の介護とか親のお見舞いとか、あとは同窓会があるとか、例えば家族親戚の物事があるとか、そういう方たちは本籍が壱岐にあって壱岐にゆかりのある方なので、こういう方が準島民というふうにして対象にならないのかなというふうに思いました。

そしてまた、ふるさと納税等を納めていただいている方も、いわゆる島に関心があって壱岐のことを思っている方なので、こういう方こそ準島民というふうな対象にならないかなというふうになんてちょっと考えてみました。

これが実際、国に提案して、受け入れられるかどうかというのはまた別の話になるかもしれませんが、こういう視点からもぜひ予算に限りがあるので、その全てを受け入れてもらえるわけにはいきませんが、壱岐市独自な何か取り組みでこのように提案できたらなということの一つ御提案させていただきたいと思います。

そして座席指定なんですが、全席指定等にも幾つか、まあ、座席指定って皆さんも市民の方も

どういものかなというのわかってある方はわかってあるんですが、僕は一つ思ったんですが、新幹線っていうのがあります、新幹線は指定席と自由席が両方あります。座席数も多いのでそのような設定ができるのかもしれませんが、全席指定にしてしまうと、なかなか家族で隣同士に座れない場合とかもあつたりとか、あとはいろんなお付き合いのある方、ない方が隣同士に座ると好ましくない、好む場合もいろいろあるでしょうが、そういう問題点もありながら、一部指定、またはほかは自由席とかそういう方法もあるんじゃないかと思いました。

新幹線においては、座席指定のいいところというのは早く並ばなくてもいいと。あとは自由席でいいところは料金設定が、新幹線は自由席はちょっと安くしてあつたりとか自由に選べるとかそういうところがあるみたいですが、ジェットfoilに関しては、現状もう割引はされているので料金の面では問題はないと思いますが、全席指定等にとするとまた新たな問題点も出てくるかなと思いますので、そこら辺はきちんと航路対策協議会で考えられることだと思いますので、早急に座席指定の方向に進むように御努力いただきたいなと思っております。

これも先ほどの一部指定と全席指定についてのお話になりますが、市長のお答えの中で、特に市民の方に関心があるところっていうのは、高速船の座席指定の部分だと思います。これを本当に一日も早く話が進むようにしていただきたいと思いますが、やはり早くからお年寄りの方も並ぶのにも非常に足が悪い方、そして妊婦の方が長時間、長いときは1時間ぐらい並んで、福岡のベイサイドでもそうですけども、待たれる姿を見ていると、何かいい方法はないかなと思っておるところでこの座席指定を思いつきましたが、本当に島民の方からもすごいいろんな要望があると思いますが、早急に対応をお願いしたいと思います。

それでは、2点目のほうに――市長、何かありましたら。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の国境離島新法による運賃の低廉化、そしてまた準島民の対象範囲の拡大等々について、あるいはジェットfoilの座席指定について、若干申し上げたいと思いますが、今、赤木議員がお示しになりました、ふるさと納税者であるとかそういった、例えば壱岐に本籍のある方、壱岐出身の方とかいうことで一応お願いをいたしておりますが、冒頭申し上げましたように、この国境離島新法はかつて占領下にあった奄美・小笠原あるいは沖縄等々のそういった方々の振興を図るためにつくられました特別措置法、これに対して私たちは、尖閣、竹島を見てくださいよ、無人島になったらですね、他の国から領有権を主張されるんです。そういった国際紛争が起こるんです。ですから、国境離島に面するところには、そのかつて占領されたところと同じぐらいの法律をつくってください、これが私たちのお願いで、今から予防的に国境離島を守ってくださいということを申し上げて、この法律ができたところであります。そうい

ったことから、なかなかその奄美・小笠原新法で新法を超えることができないという一つの制約がございます。結局、奄美・小笠原はそういう優遇政策はないということでございます。

しかしながら、それについては今も申し上げておりますけれども、本当を言えば、これまで頑張ってきたものにまだ不足があるのかと言われそうなんですけど、それでもやはりお願いをしていくということに変わりはありません。御理解いただきたいと思っております。

それから、ジェットフォイルの座席指定でございますけれども、この座席指定につきましては、赤木議員御存じのように5、6年前にアンケートを島民にしたところ、座席指定は要らないというアンケート結果があったんですね。しかし、あれだけお並びになっている。そういった中で九州郵船はそれを盾に、いや、要らないと皆さんはおっしゃるんだ、だからしませんよということでありましたけれども、今回、本当に多額の1億円近い金をかけてプログラミングをするということでもございました。

そういった中で、航路対策協議会では、もっともっとたくさんの意見が出ました。今おっしゃったのも当然です。団体客、同じところに座りたいんだと、それをインターネットで飛行機のように取れないのかとか、友達といきたい、隣に座りたいんだよと、それを窓口ではなくて事前にできないのか、そういった意見もございました。もろもろの意見ございまして、今、九州郵船でもできるだけ対応していきたいというお返事をいただいているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。

この、国境離島新法で本当に多くの方が行き来して活性化をしている最中だと思います。これを生かして人口減少対策につなげる施策を私たちもしっかり提案して行って、本当に人口がふえる、なかなか難しい問題ではありますが、ふえるためにこの国境離島新法を生かしていかなければいけないと思っております。

それでは2点目の質問に移らせていただきたいと思います。

この、唯一教育長に御質問させていただきたいと思えます。

教育長に唯一質問をさせていただきたいと思えますが、2番目に、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」というのがございました。その「長崎っ子の心を見つめる教育週間」というのは、長崎県の全ての公立学校では、5月から7月の間で各学校が設定する1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」と位置づけ、教育活動を公開し、保護者や地域の皆さんとの交流を行うということを行っております。期間は5月から7月、各学校が設定する1週間ということです。

目的は、「いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成」、「命を大切にする心や思いやりの心の育成」、「あこがれや将来への志の育成」、「あいさつやマナーの向上」、内容は、

「命を大切にし、いじめをしない子ども」の育成に向けた、心の教育に係る学校の取り組みの公開、「小学校では来年度から、中学校では再来年度から教科書を使って勉強することになる道徳の授業公開や、その後、懇談会における授業内容についての語り合い」、「実践的・体験的な活動など、家庭・地域と連携した「命を大切にし、いじめをしない子ども」の育成に係るすべての教育活動の公開」、「子どもが主体的に取り組む、いじめ防止の取り組みや長崎っ子さわやか運動」、以上が長崎っ子の心を見つめるという教育週間の内容でございます。

この点において、まず、壱岐市島内においてのいじめに対する相談窓口への相談の件数と案件に対する対応について、まず1点目にお伺いしたいと思います。

そして2点目に、壱岐市には壱岐市いじめ問題対策連絡協議会というのがありますが、その開催の回数や主な会議内容について、教育長に御答弁を求めたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 1番、赤木議員の質問にお答えいたします。

長崎っ子の心を見つめる教育週間については、議員がお話しになったとおりでございます。振り返れば、長崎県では10年以上前から悲しい子供の事件が相次ぎましたので、この6月1日、7月1日という、記憶に残しながら、子供の心を育てる取り組みをさせていただいております。

先日も、盈科小学校は5月31日に議員みずからお出でいただいたということで、学校教育課の指導主事も当然各学校を回っておりまして、一緒に道徳授業を見た報告を受けております。日ごろからお忙しい中での学校教育への御支援に感謝をしております。改めてお礼を申し上げます。

どの学校も特色あるこの1週間を設定しておりますが、共通して言えることは、1年から6年、中1から中3まで、全ての学級で道徳の授業を公開をして、その心を見つめることを保護者、地域の方と一緒に学んでおります。

これは、壱岐市はこの週間だけに限らず、年間を通して間違いなく週に1度の道徳の授業を取り組んでいるというのは自信を持って私は言えると思っております。このことが次年度から小学校の特別の教科としての道徳、その次の中学校のやはり道徳の授業にも必ず生きてつながるものと思っております。教科書の採択等も今年度、小学校がありますので、どうぞ見本教科書については市民の方にご覧いただくよう情報発信しておりますので、教科書センターのほうに足をお運びいただきながら見ていただくと大変ありがたいと思っておりますし、7月の初旬まで「長崎っ子の心を見つめる教育週間」がありますので、地元の学校にどうぞ足を運んでいただきながら、いつでも地域とつながる学校という、今は開かれた学校を目指しております。御支援をいただけたらありがたいです。

そこで、まず1番目にお伝えいただきました、いじめに対する相談窓口への相談件数でございます。今、壱岐市はSSWといいまして、スクールソーシャルワーカーという形の人を2名配置をしながら、いじめや不登校などの子供に係る相談窓口を設定し、電話も45の3722、みんなにこにこという語呂合わせで開設をしておりますが、実はこの27年度と28年度は相談の件数があっておりません。

これ以外に相談電話としては、壱岐市教育委員会にかけていただければ生徒指導の担当を中心に、いつでもこの相談には対応するという事で位置しておりますが、これもこの数年、いじめとか不登校等についての直接的な相談はあっておりません。また、県の教育委員会は「いのちの電話」というのも開設をしております。これについても、壱岐市の方がここにかけますと、必ず県から市教委のほうに連絡がありますが、これもここ数年あっておりません。

じゃあ、なぜあっていないのかと、当然お互いに思います。つまり壱岐市内ではいじめに類したことは、じゃあ起こっていないのかといいますとそうではありません。やはりそれに近いことは各学校から報告を受けております。

例えば、28年度では小学校で8件、中学校は7件、軽微な形としての報告を受けております。そのときには、子供が学校が行なったアンケートの中にこんな嫌がらせを受けたと、あるいは家に帰って保護者に話して、こうだったと保護者が学校に電話をする、そういう形でもってわかった件数でございます。しかも、それらも全て市教委のほうに御報告をいただいております。

これらは、その報告を受けた学校が保護者、地域の方と一緒に、また市教委と一緒にしながらその問題の解決に当たって、ほぼ解決が図れているということで、今、壱岐市内はいじめに類することがあった場合は、直接学校に連絡をすることによってほぼ解決にたどり着くと、そういう考え方に立っていることからだろうと市教委としては判断をしております。状況としてはそういうことでございます。

2つ目の壱岐市いじめ問題対策連絡協議会の開催回数と内容について議員のお尋ねでございますが、3月の会議で壱岐市のいじめ防止の条例を制定をいたしました。

これは国のいじめ防止基本法の第14条に基づきながら、できるだけ置くようにという努力義務を受けて、その備えとして壱岐市も条例を制定し、その条例に基づく設置規則もしております。その中に議員が御指摘のいじめ問題対策連絡協議会を置くと、こう規定しており、その人数も10人以内、いろいろな組織等を代表して持つようにしておりますが、4月1日以降の施行になりましたものですから、2カ月半の間、壱岐市内においても重大ないじめ等の事案がない状況の中で、まだ実際には開いておりません。この4月、5月の2カ月間の間では、小学校が1件、中学校が1件、いじめに近いという報告は学校から受けておりますが、先ほど申しますように、学校と保護者と委員会で対応をしてその解決に至っております。

よって、これをせっかく置くと規定をしたわけですので開いて、開くことはなお備えになるという認識は持っております。しかし、これらの関係法律、関係規則等はいじめ防止というのが主でございます。いじめを防止するために、学校や市教育委員会はどのようにするのかというのがまず第一だと思っておりますので、その対策協議会を開かなくてよいようなことが地域としては一番ありがたいのかなと思っておりますが、適切な時期にこの会を持ちながら、また学校や市教委だけでは解決できない問題等にお力をぜひお借りしたいと思っておりますので、今の御指摘を受けながら、適切な時期にその開催をしながら、また報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 壱岐市のいじめ相談窓口というのは、この学校教育課も指定されていて、このように学校教育課で壱岐市いじめ、不登校に関する相談という窓口があります。あえて言えば、土日の、本当お役所仕事の時間帯にしかこの電話番号はかけられないというところもありながら、あえてそこも指摘したいところがございますが、いろんな点もありながらですが、実は24時間体制に、この24時間子供SOSダイヤルというのがあります。こちらにも電話をできるということですので24時間対応できる番号はこちらになっております。

いまのところ、壱岐市では案件、各学校で直接対応されているということで、教育委員会での報告はないということですが、本当でないことが一番であって、そのために保護者、学校が一生懸命努力をされて、今の現状にあると思っておりますが、教育委員会もしっかりそこに意識をされてあるから、この現状だと思っておりますが、この現状を続けていただきたいなと思っております。

2点目の壱岐市いじめ問題対策連絡協議会について、ちょっと幾つか御指摘をさせていただきたいと思っておりますが、まず、これは国は平成25年、今から4年前ですね、いじめ防止対策推進法ということで、この中においていじめ問題対策連絡協議会というのを各自治体で設置を進めているという時点がまず4年前にございました。ちなみに、この設置状況を壱岐の地元紙は指摘をされておりました。設置が進んでいないのではないかとこのことを指摘をされてました。

その後ですね、この壱岐市の中においては、平成26年2月に壱岐市いじめ防止基本方針というのをつくられまして、その中にも壱岐市いじめ問題対策連絡協議会（仮）を設置というふうに書いてあります。これ、平成26年2月、このときにもう仮という名称で設置というふうに書いてあります。

そして3月議会で壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の第9条に、「市は子どもをいじめから守る総合的な立案をするために、壱岐市いじめ問題対策連絡協議会を置く」というふうに決められました。私たちもその条例に賛成をいたして条例が制定されました。

しかし、この中に壱岐市いじめ問題対策連絡協議会を置くということに書かれているにもかかわらず、平成26年2月、そして今回の3月にも未設置、これはもうまさしく第9条の条例に関して違反しているんじゃないかということをも1点指摘させていただきたいと思います。

教育長は現状起こっていないので、できるだけ備えのために設置するというふうに言っています。先ほども言われましたが、これは現実、設置できていないので、本当に問題が起きてないからいいわけではなくて、先ほどもおっしゃいましたが防止するために設置するということですので、設置できていないということは、本当に非常に僕はもう危険極まりないということをも指摘させていただきたいと思います。

私たちもこれをずっとこのまま設置しないままを、きょう指摘しなければ、本当にいつ設置するのかと思いつつ、私も子供を持つ身でありながら、まず防止するために、それぞれ保護者も一生懸命頑張っている、学校も頑張っている、教育委員会はじゃあ何をしているんですかって、壱岐市子どもいじめ防止に関する条例を制定して、そしてその中に壱岐市いじめ問題対策連絡協議会を置くってなっているのに、いまだに設置できていない、これは非常に問題だと私は指摘させていただきます。教育長、いつこれを設置して、会を開くのかということをもきょうここでお答えをいただきたいと思いますが、教育長の答弁を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 赤木議員の今のお尋ねで、おっしゃるとおり平成29年4月1日から施行したこの条例、2カ月ちょっとたっております。その中で、4月当初にそれではその連絡協議会を開くと、非常に手際よい対応だとお褒めの言葉を受けたのかもしれませんが。まだ今のところ設置してないというのは先ほど言いました。ただ、委員会の中では人選等、設置の時期等は十分検討しております。

何度も申しますように、その協議会を設置したら、じゃあいじめがなくなるのか、じゃありません。むしろ重大問題が起こったときに関係機関からいろいろなお力を借りるための、そのいじめ問題対策連絡協議会の性質であり実効の機能なんです。

私の考え方は、まず学校現場の中でいじめが起こらない、そのための防止の具体的な施策を進めていくことが何より大事だという考え方をしております。

年度当初、子供たちにとっても気持ちが変わったり、学校にとっても新鮮さの中でいろいろ起こり得る状況の中で、まず、いじめといえる状況をつくらない、そこに市教委も学校も全力投球をさせていただいておりますが、一方では人選も進めながら、適切な時期にそれを進めたいと思います。そう長い時間にはならないと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 教育長は以前、私が防犯ブザーに関して質問したときに、何てい  
いましょうか、何か起こってから考えると。

今回もこのいじめ問題に関しても、何か起こってから考えるというような私は受け方をしまし  
たが、何か起こってからで大丈夫なんでしょうか。教育長がそういう御答弁をされたというこ  
とで、非常に私は子供を持つ親として、教育機関の代表者の発言としては非常に不安を覚えます。

そして、私は議員としてこういうことをいちいち指摘をしたくはないんですよ。置くべきと  
いうことをみずから決めておいていまだに決められてないのを、私たちがこれを指摘するのが議  
員の仕事なのかなと僕もずっと問題点を考えながら、僕の仕事はこれを指摘することなのかなと。

実際、現場で子供を持つ親として、いじめが起こらないように努力すること、PTA活動によ  
って努力することはやっています。しかし、教育委員会が本来すべき仕事をやれてないのを指摘  
することは私、議員の仕事なんでしょうけど、教育長の今さっきの答弁で、重大な案件が起こっ  
て云々かんぬんということだったんですけど、起こってはおそいと思いますので、とにかく早く  
設定していただきたいなと思います。これをもう強く求めます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） 答弁いいですか。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 答弁されますか。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 何か起こってからするという言葉は私はしておりません。起こさな  
いための努力をするのが子供を預かる学校であり教育委員会であると。起こさないための努力を  
精一杯しているところもぜひ評価をしていただければありがたいです。防犯ブザーにしてもしか  
りでございます。

子供たちがそういう被害にあわないために日々、それはそれはお互いが努力をしているし、保  
護者や地域の方のお力も借りています。このいじめ問題も同じでございます。会議を開けばいじ  
めが防止できるということじゃないんです。重大問題があったときに対策を練るというのがこの  
会の主な趣旨ですから、その前のことの会議とか取り組みをしているということ、ぜひ議員で  
すね、おわかりいただきたい。先ほど申しましたように学校にお力添えをいただいているん  
ですから、根っこのところの理解をしていただくとすばらしい議員だと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 赤木議員。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 先日ですね、このように壱岐市の平成29年度壱岐市の教育とい

う冊子、立派な冊子を議員控室の席に置いていただきました。この中にですね、18ページに  
じめ問題対策連絡協議会等の担当者ももう決まっております。もう決めているんです、早くやっ  
てください、教育長。答弁、もう僕はこれで最後にしますけど、もうこういうふうにいるんなど  
ころに担当者を置いたりとか、設置するっていうことを言っているんで、早く設置したいなとい  
うことだけですので、よろしくお願いします。

時間がないので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、こっちを頑張りたかったんですが、ちょっと残り時間が少ないんですが、3番目の障  
害者雇用についてということで質問をさせていただきたいと思います。ちょっと時間がないので  
簡潔に質問をしたいと思いますし、そしてこのことに関しては、また次の機会にもっと深く質問  
をしていきたいと思います。きょうは4点になりますが、質問をさせていただきます。

まず、1点目に、壱岐市内での障害者雇用の必要についてどのように認識をしてあるのか。

2番目に、壱岐市内民間企業での障害雇用状況について、27年、28年、29年度5月末ま  
での状況をお教えてください。

3番目に、長崎県では障害者雇用企業等から物品等の調達に関する要綱が平成15年から行わ  
れ、特別措置が実施されております。壱岐市においても独自の特別措置を実施し、障害者の雇用  
の促進につなげてはどうかということをお聞きさせていただきます。

済みません、お手元の資料で、③になっていますが、4番目に、壱岐市の公的機関での障害者  
雇用状況、障害者数、実質雇用状況についての平成27年、28年、29年度の5月末までの状  
況について質問をさせていただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 赤木議員の3番目の質問、障害者雇用について4点ございました。お答  
えいたします。時間がないということもございますので私も駆け足で。

まず、障害者の促進等に関する法律におきましては、国及び地方公共団体の責務として、障害  
者の雇用について必要な施策を障害者の福祉に関する施策と有機的な連携を図りつつ、総合的か  
つ効果的に推進するよう努めなければならないとされております。

また、障害者基本法におきましては、障害を理由とする差別の禁止がうたわれております。市  
内の障害のある人の主な収入につきましては、障害年金などの公的年金や就労継続支援事業所な  
どでの工賃であり、経済的に厳しい状況にあります。

昨年実施いたしました壱岐市障害者計画策定のためのアンケート調査によりますと、主な収入  
として、年金が全体収入の67%、給与、賃金は18.7%にとどまっておりますけれども、年  
齢の低い層において就労の意欲が特に強く、その分、給与への不満や職場の人間関係についての

不安も強くなっております。障害のある人への就労支援として必要なことは、職場の障害者理解、職場の上司や同僚に障害への理解があること、短時間勤務や勤務の日数等の配慮、通勤手段の確保など多くが挙げられておりますが、これらの解決に努めなければならないところであります。

このようなことから、御質問の市内での障害者雇用の必要性につきましては、障害者雇用は障害のある人が地域で自立した生活を営むことができる経済的な基盤としての所得の確保だけではなく、働くことを通して社会参加、さらには自己実現の場として重要な意味を持っておると、このように認識をいたしておるところであります。

2点目の民間企業での雇用状況でございますけれども、市内のこの義務がありますのは従業員50人以上の企業でございます。本市には16社ございます。内訳をちょっと申しますと、雇用者ゼロが5社、1人が5社、2人が3社、3名以上が3社で16の事業所でございます。ハローワークの障害者雇用状況によりますと、27年度では16社の中で雇用者数は23名、雇用率は1.41%でございます。28年度は24名で1.48%でございます。ただし、28年度につきましては6月1日が基準日でございますので、現時点では28年度が最初の調査年でございますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の障害者雇用企業等からの物品の調達でございます。

まさにおっしゃいますように、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が平成25年4月に施行されまして、それに呼応しまして、本市では国に準じて、本市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定いたしまして、障害者就労施設等から優先的な物品の調達に努めております。

具体的には、平成25年には72万円ございましたけれども、平成26年度が1,800万円、27年度が1,900万円、28年度が2,200万円ございまして、ことしもそれを上回るのではなかろうかと思っておるところでございます。

施設につきましては3施設ございまして、ごみ袋、還暦式の記念品、年納、陶芸品、パン等々でございます。また委託事業として、空き缶の洗浄、清掃作業、不法投棄廃棄物の収集等々を委託をいたしているところでございます。これまで同様、積極的にこの施設からの調達については努めてまいりたいと思っております。

4点目の本市の公的機関での障害者の雇用状況でございますけれども、これは27年、8年、9年ということでございますが、市長部局におきましては、雇用者、27年度が7名、2.54%、28年度が6名、2.31%、29年度も6名、2.35%、教育委員会部門におきましては、27年度は1.19%、1人でございます。28、29は2人雇用してございまして2.27%ございまして、法定雇用率は地方公共団体では2.3%でございます。また、教育委員会では

2.2でございますので、ぎりぎりではございますけれども数字的には達成しておるということになります。

ところで準公的機関、結果的には民間になりますけれども、壱岐市クリーンセンター、汚泥再生処理センター、自給肥料供給センター等の一般廃棄物の運営を預かっております壱岐市環境管理組合につきましては1名でございます。1.72%でございますして2%は下回っているところでございます。これにつきましては作業車、自動車、機械運転等の収集運搬作業が主となっております関係上、なかなか障害者の雇用が難しいという状況にもございます。しかしながら、そうは言っておれないわけでございまして2%に努力をしていきたいと思っております。

また、壱岐市学校給食会では法の施行後、雇用の実績がございません。やはり次年度以降において適当な雇用、適正な雇用管理体制を整備いたしまして、雇用の促進に努めていかなければならないと思っておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 一般質問の設定の50分を過ぎておりますが、特別に赤木議員に答弁を許します。コンパクトに説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○議員（1番 赤木 貴尚君） 雇用状況等、御説明ありがとうございました。2020年度までにまた雇用、障害者の法定雇用率の変更もございまして。それに準じて壱岐市はその設定雇用率を超える勢いで障害者の方の雇用を進めていただきたいと思います。それには、やはり今現状島外で働いている方も多くおられます。この島に戻ってきて、親元でしっかり——元からというか、新たな施設も必要になりますが、そういうところにも行政の力を加えて、そして障害者の方も健常者の方も一緒にともに過ごせる、働ける、笑顔になれる島になるようにお力添えをいただきたいと思ひますし、しっかり提案をしていきたいと思ひます。

またこの質問に関しては、機会がありましたらより深く質問をしていきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わりたいと思ひます。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鶴瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、2番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。土谷議員。

[土谷 勇二議員 一般質問席 登壇]

○議員（２番 土谷 勇二君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。大きく２点をお尋ねをいたします。

まず最初に、原子力防災について４点ほどお尋ねをいたします。

玄海原子力発電所３、４号機は新基準に適合するとして、ことし１月に原子力規制委員会の審査に合格をいたしました。佐賀県など地元玄海町の同意は得ており、再稼働に向けた環境は着々と整っていると報道、新聞などに書いてあります。また、昨日６月１３日に佐賀県、福岡県の住民が再稼働を認めないよう佐賀地裁に仮処分を申し立てておりましたが、佐賀地裁は玄海原発再稼働差し止め却下と判決が出ており、ことしの秋には再稼働になるのではないのでしょうか。

壱岐市でも、３月２１日に地元説明会が行われ、出席者のほとんどが再稼働に反対する意見でした。原発の立地自治体は再稼働に経済的な理由があるかもしれませんが、原発の苛酷事故が起きれば境界を越えて被害は広範囲に及びます。国は周辺自治体の意見も聞くべきだと思うが、壱岐市は元より、長崎県、近隣の自治体も立地自治体と同様の同意が要るのではないかと考えております。

特に原子力防災の避難計画は原子力規制委員会の安全審査の対象外であり、最終責任は自治体を負うようになっていると聞いております。壱岐市では島南部が３０キロ以内に入り、約１万５、０００人の住民が事故発生時、島の北部へ避難をしなければなりません。放射能防護機能を持つシェルターは西側地区のみ整備であり、放射能が北部にやってくれば全島民、逃げ場を失いかねません。これが現状であります。

そこで１つ目に、毎年原子力防災訓練は行われていますが、実行性のある避難計画といえるのか、市長はどう思われますか、お尋ねいたします。また、早急に避難となった場合、何に乗ってどこに避難するのか島民は把握をできていないと思います。

また、避難となれば船が主になりますが、漁船での避難も選択肢の一つだと思いますが、避難計画には入っていないのでしょうか、お尋ねします。

次に、前回もお聞きしましたが、三島地区の屋内退避施設はできますが、前に質問をしたときに、久喜地区、初瀬地区にもできないかお尋ねをしました。そのときは福祉施設や病院施設が先というお話でしたが、先ほども言いますとおり、壱岐全島に放射能でも降れば逃げ場がない、屋内退避施設の整備をしてもらいたいと思いますが、市長の考えを。

また、福祉施設や病院の避難計画は策定されていますが、その計画は実行性ある避難計画かお尋ねします。

３番目に、災害時の風評被害についてお尋ねします。

玄海原子力発電所で事故があった場合、事故の大きい、小さい、または汚染のあるなしにかか

ならず、玄海原発で事故が起こった時点で、壱岐の1次産業、農産物、水産物、また観光関連は風評被害が起り売れなくなり、また観光も来なくなります。生活が成り立たなくなるが、そのときの補償は国はしてくれるのか、国が法律で決めてから再稼働するべきではないかと思いますが、市長の考えをお尋ねします。

4番目に国、県、九州電力から、原子力防災のための自由に市独自で使える交付金はないかお尋ねします。市道の避難道路整備などに充ててもらいたいのと、県道でも市道でも、ちゃんとした避難道路ができるまでは再稼働をしてもらいたくないというのが私たちの願いでございます。

以上4点をお尋ねいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷勇二議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番、土谷勇二議員の原子力防災について4点御質問がございました。

まず、第1点目の毎年原子力防災訓練はあっているけれども、実行性のある避難計画といえるのか。早急に全島民避難になったときは何に乗って、どこへ避難をするのか。また、緊急の場合は漁船を利用することはないのかというお尋ねでございます。

避難計画は国の防災基本計画と長崎県地域防災計画を踏まえた壱岐市地域防災計画の中で定めております。玄海原子力発電所からの距離30キロ以内、UPZ圏内でございますけれども、から30キロ圏外、UPZ圏外への避難、言いかえると、壱岐島の南部から北部へ避難することとしております。この避難計画は道路、避難施設等の社会資本や人口等の状況を総合的に判断して策定しておりまして、現在のところ最良の計画であり、当然実行性のある計画だと考えております。

また、避難訓練を重ねることが最も有効な避難対策であり、この中でいわゆる避難訓練を重ねることによって明らかになった課題や社会資本、人口等の状況の変化を避難計画に反映させることで、より実行性を高めていっております。

全島民避難につきましては、国・県の防災計画のもとでの避難計画であるため、市では定めておりませんが、40キロより先には避難先がないという壱岐の特殊性を国や県に訴えて、壱岐島外への避難訓練を毎年実施をしております。実際の避難先につきましては、長崎県において福岡県と協議をいただき、北九州方面の自治体に定まってきておるところでございます。

この全島避難について、風向きによっては放射性物質は数時間で壱岐島まで到達するので避難する時間がないといった話がありますけれども、決してそのようなことにはならない対策が取られておるということを申し上げたいと思います。

まず、原子力発電所で事故が発生した場合、重大な事象が発生していなくても、九州電力から国・県・市へ状況が逐次報告されますので、初期段階から原子力発電所の状況を見た対応を行い

ます。仮に放射性物質が放出される事態に至ったとしても、規制基準での安全対策によりまして、玄海原子力発電所では放射性物質の飛散は最大でも福島第一原発の2,000分の1であるという説明がなされております。また、放射性物質が壱岐に飛来したとしても、大気中に拡散して希薄されたものでありまして、短時間で人体に影響がでるような状態は想定されません。このようなことから、避難のための時間は十分確保されていると考えているところであります。

避難の手段は、第1に定期航路のフェリー等を想定しておりますけれども、この壱岐関係での定期航路の船を利用いたしますと、避難時間の推計は避難完了までに133時間、約5.5日必要とされております。したがって、これに近海を航行する客船、具体的に申しますと、韓国福岡をつないでおりますフェリーカメリアあるいはジェットfoilビートルでございますけれども、そういった近海を航行する客船を動員すれば53時間、2.2日間とされております。

しかしながら、実際には自衛隊の艦船等も動員されることとなりますので、さらに時間は短縮されることとなります。なお、これはあくまで想定でございますが、実際の有事の際にはあらゆる手段を講じることとなります。何においても人命が最優先でございますから、漁船を使った避難もあり得ると考えておるところであります。

2点目の三島地区にできている屋内退避施設が完成するが、その後はUPZ圏内の福祉施設、病院など、特に体が不自由な方たちの屋内退避施設も整備をしてもらうべきと思うがということでございます。また、福祉施設、病院など、避難計画は実行性があるのかということでございますが、まず屋内退避について触れさせていただきます。

原子力発電所に近い場所では、放射性物質の放出源から離れることで被曝線量を急激に低減することができるかとされております。3キロメートル離れると被曝線量は4分の1、5キロメートル離れると8分の1になると推計されております。そのため、原子力発電所から5キロ以内、PAZ圏と申しますが、このPAZ圏では原発から遠ざかる避難が防護措置としては最も有効とされています。

一方で、5キロメートル以遠、いわゆるPAZ圏外では、この距離による効果、いわゆる被曝線量の減少が顕著であるということから、屋外から屋内へ退避することが有効であり、屋内退避によりまして木造家屋では25%、コンクリート建造物では50%の線量低減効果があるとされております。このことから、本市では原子力発電所で事故が起こった場合には、まず屋内へ退避することを基本としております。

次に、屋内退避施設の整備等について御説明いたします。

東京電力福島第一原発事故では、放射線被曝による確定的な健康影響は認められていないとされております。一方、病院などでは重篤患者も含めて緊急避難が実施をされました。事故発生の翌月の4月末までに避難したことを原因として150人を超える犠牲者を出したと言われており

ます。つまり、医療、介護サービス施設を離れることによって、医療、介護サービスが受けられなくなった、そのことでお亡くなりになった方が多かったということでもあります。

本市では前述のとおり屋内退避を基本としておりまして、かつ福島第一原発の事例からも、病院や社会福祉施設の入所者等で、緊急時に即時避難が困難な方の放射線防護対策施設の整備が必要であると考えております。なお、福祉施設や病院は各法令等及び地域防災計画において避難計画を策定することとなっております。

以上のことから、市内の福祉施設、有床病院及び県・市の関係部署をメンバーとした老岐市福祉保健施設防災連絡会を組織して、放射線防護対策施設の整備と要配慮者施設における避難計画の実行性向上に向けた協議が始まっているところでございます。

3点目でございます。

災害時の風評被害についてのお尋ねでございますけれども、原子力発電所の事故による損害の賠償につきましては、風評被害も含めて国の原子力損害賠償制度の中で対応されるべきものであると考えております。なお、長崎県、松浦市、佐世保市、平戸市及び老岐市と九州電力株式会社は平成24年6月に原子力防災に係る長崎県民の安全確保に関する協定書を締結しておりまして、この第6条で九州電力は県民に対し発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき速やかに補償すべきものとするとしておりまして、原子力賠償制度における解決を確認をいたしております。

また、この関係4市町共同で原子力災害時の避難対策等の充実並びに原子力発電所の安全対策に関する要望書を県知事へ4月21日に提出いたしました。この中で老岐市は避難道路の改良整備、老岐島北部に大型船舶が接岸できる港と周辺施設の整備、放射線防護施設整備事業の継続等を要望をしております。

4点目の国・県、九州電力などから原子力防災のために市独自で使える交付金等はないのかというお尋ねでございますけれども、原子力防災のために市独自で使える交付金は今のところございません。発電所の立地自治体では用途が限定されていない電源三法交付金がありますけれども、その適用は、例えば原子力発電所を建設する場合の反対運動に対するメリットの提示という形で出されているようでございます。このような仕組みのものと市独自で使える交付金を要求いたしますと、交付金があれば云々ということにもなりかねません。そうなりますと、これまで私が主張してまいりました住民が原発に不安を抱いており再稼働には反対であるという理念が失われて、本末転倒な結果になると考えております。なお、原子力防災に係る必要経費は十分に補填されるべきであり、このことにつきましては、今後も要求をしていくことといたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

1点、最初の避難の漁船を利用するのかというのは、やっぱりいざというときは使うということとで間違いないですよ。そのときに、やはり港あたりも少し整備をしていただかないと、やっぱり家族が乗っていくのに、ある程度の家族が乗っていくと思うと、そのときに乗り降りができないような港ではいけないから、港の整備をしてもらいたい。

それと市長の、国からの答弁かわかりませんが、そんなに急には来ないって言われますけど、やっぱり想定外のこともあると思います。福島あたりはもう想定外でああいう形になったのだから、ある程度の最悪の事態を考えて、やっぱり避難計画は立てていただきたいと思っております。

それで、やはり漁船を使ったり、また、わざわざ勝本まで行かなくてもいいように各港の少しジェットフォイルでも着けるぐらいの整備をしたらと思っておりますが、そこはやはり早急に逃げる時があると思いますのでそういう港の整備をしていただきたいと思っております。

それと、あとは福祉施設です。向こうの、福島の関係では、介護施設を変ったために150人ぐらいの方がお亡くなりになっていることで、そのためにはやはり屋内退避施設、それはやはり先に整備をしてもらう必要があると思います。また各地区じゃなくて町単位でもいいと思いますので、屋内退避施設はつくっていただきたいと思っております。

また島民が、言われたとおりフェリーだけで5.5日間、またカメラアあたりを利用して2.2日間、もしこの時にやはり汚染物質が北部まで来たときの想定も考えて、屋内退避施設で1週間ぐらい孤立しても食料等が備蓄できるような、迎えを待てるような体制の施設をつくるべきだと思っております。

賠償については、九州電力等の補償があるということですので、それはもう間違いがないと思っておりますが、国は責任は九州電力に委託ちゅうか、九州電力に言うだけです。国が補償するというわけではないとでしょう。そこをちょっと、もう1回お聞きしたいと思っております。

あと、交付金はないということですので、さっき要望を、避難道路なんかの要望を出してあるといえますので、早急にやってもらわないとなかなか、早急な避難道路などをつくっていただきたいと思っております。

今ので風評被害の件、風評被害ちゅうか、九州電力の件と退避施設の件をお願いできますか。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員の追加の御質問でございますけれども、まずは漁船でやはり避難をしなきゃいけないということは、私は決して想定できないことではないと思っておりますし、それはあると先ほど申し上げました。

しかしながら、これは法律用語で申しますと緊急避難ということでございまして、当たり前で

は許されないことなんですね。したがって、そういったことがあるから港を整備してくれよということには理論的にならないと、こう思っております。そうではなくて、やはり漁船等々の港の整備については、そうではなくて、漁船の今の活用について不便だということで漁船の港は整備していかなくちゃならないということは御理解いただきたいと思っております。

それから、福祉施設について今、協議会でいろいろ協議をなされます。そういった中で、例えば、その医療介護の福祉施設を例えば防護施設にするのかといった、そういった結論も出ると思えますけれども、そういった中で今、渡良の3つの島を防護施設をつくったような、そういった建物自体をそういった防護施設ができないのかどうかということもございますので、その防護施設の継続を国にお願いをしているというところでございます。当然のごとく、その防護施設は国が10分の10、国が責任を持ってつくるということでございますから、そういった手を挙げる施設があれば、ぜひUPZ圏内でそういった施設の整備もいたしたいと思っております。

それから、食糧の備蓄でございます。これは確かに原子力災害については、本当に普通の自然災害よりも大規模な備蓄が要るかと思えますけれども、これはやはり自然災害も含めたところでやっぱり備蓄というのは考えていかなくちゃならないことだと考えておるところでございます。

また補償につきましては、東京電力が経営が非常に苦しいということで国有化になるんじゃないかというお話もありますように、やはり一義的には、玄海原発の場合は九州電力ということになるかと思っております。もちろん国がそれを見捨てるということはないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） ことしの秋ぐらいには再稼働になると思いますが、また、テロ、ミサイル攻撃など原子力発電所は狙われやすい施設だとも思っております。

島民、やはり皆さんも原子力防災マニュアルや避難訓練を何回も重ねて、ある程度、人ごとじゃなくて自分たちのことだと島民の人もやっぱり考えてやるべきだとは思っておりますが、一部で非難もあっていて、やはり全体的に浸透しないということは確かにあると思うとですね、お年寄りとかですね、もう関心のない人は頭から。だから、そういう人たちにしっかりとした避難の計画を年に1回でもいいから集めて、ちゃんとした計画を話していただきたいと思っております。

以上で、次の質問に移らせていただきます。活力ある島づくりについて、これは要望ではありますが、通告書にも書いたとおり、島内に娯楽施設がない、ボウリング場、ビリヤード、卓球など、廃校の体育館などを利用して複合施設はできないか、また、企業誘致でできないか、スポーツ振興のために市営ではできないか。

若い世代の交流の場、高齢者のスポーツの場、子供たちの娯楽の場、職場の親睦など、島民皆さんが楽しめるような施設がもうなくなってしまいましたので、やはり民間ではなかなか難しいということはあると思いますが、企業誘致の形で、職場もできますので、そういう施設を壱岐にできないものかお尋ねいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷勇二議員の2点目の御質問でございます。

活力ある島づくりについて。

壱岐の島には娯楽施設がない、ボウリング場、ビリヤード等、卓球場が廃校や体育館などを利用してスポーツ複合施設をつくれないうか、企業誘致で呼べないか、市営でやれないか、若い世代の交流の場、高齢者の憩いの場、島民みんなが楽しみを持てるような施設をつくるべきと思うがということでございます。活力ある島づくりについてということですが、その中で議員の御提案の壱岐に娯楽施設がない、よって若い世代も高齢者の方も島民の皆さんが楽しみを持てるような施設をつくるべきと思うがということでございます。

そのことについての考えはということでございますけれども、確かに平成27年に策定をいたしました壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを策定する際に実施をいたしましたアンケート調査の中で、壱岐市の住みやすさという項目の中で、住みにくいと答えた人の理由として、当該居住経験者が壱岐市に住んで不安に思ったこと、今後壱岐市に住み続けるかわからないと思う人の理由の中で、壱岐にレジャー施設や娯楽場など遊び場が少ないと回答した人の割合が高かったということは事実でございます。

まずそういった中で、まず娯楽施設とは一般的にどのようなものをいうかと申し上げますと、島外の事例でございますが、遊園地、テーマパーク、水族館や動物園、植物園、庭園、映画館、ボウリング場、フットサルコート、ビリヤード場、美術館、釣り場、釣り堀、天文台、プラネタリウム、自然公園、海水浴場、スーパー銭湯、これはお風呂だけじゃなくてジャグジーと申しますか、気泡が出るやつとかですね、サウナ、露天風呂等がついたもの、あるいは食事のスペースや休憩場所等々を備えた銭湯、スーパー銭湯でございますが、そういったものがあろうかと思えます。

確かに壱岐は以前、ボウリング場やビリヤードがございました。残念ながら現在はございません。しかしながら、先ほどの事例に近いものは壱岐市の中にはある程度あると思っております。そのような中で、スポーツの複合施設につきましては大谷総合公園や石田スポーツセンターなどの有効活用が望まれると思っております。また、ボウリング場、ビリヤード場などの娯楽施設はニーズは高いと思えます。けれども、やはり市で整備するというにはならないと思うところ

であります。なかなか難しいと思っております。

そこで、先ほど議員も少し触れられましたけれども、今回の国境離島新法でいろんな企業の誘致、あるいは事業拡大等々が提案なされております。そういった中で、ひとつ民間業者に非常に期待したいと思っております。この国境離島新法、御存じのようにハード整備はございませんのでなかなか難しい面もございますけれども、そういったところで運転資金等々、あるいは雇用機会拡充等の事業の支援の活用が可能かなと思ってもおるところでございます。

何といいましても、壱岐の特色を生かして楽しみを持てるようなものができたらと考えております。そこには市の遊休施設の利用も考えられますし、民間のお力をいただくことも必要だと考えております。都会にない、壱岐のよさを生かすことで娯楽に結びつき活力が出てくる、そういったアイデア等々をいただきながら、これが壱岐市にとって必要であれば連携して進めていきたいと考えておるところでございます。ぜひアイデア等々ございましたらお知らせを願いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） 壱岐の若い人、または子供たちに聞いても、やはりボウリング場がない、また、都会から来た人もファミリーレストランがない、子供たちを連れて御飯食べにいくところが少ないとか、だからそういう複合施設みたいなとは、新法でいわれるとおりに、どうか企業誘致という形でやっていただきたいなと思います。

ボウリングなんかは県民体育大会でも競技となっておりますので、スポーツ振興、この前、県のスポーツ振興に行ったらボウリング場とかそういう、振興課ですかね、そういうの等はやってないというお返事もいただきましたので、民間を活用した企業誘致で壱岐に若い人が残って、またお年寄りでも娯楽として楽しめるところをつくっていただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 土谷議員おっしゃいますように、国体等でもボウリングございまして、壱岐でも選手が数年前まで女性がいらっしゃってですね、そのころ本当にボウリング場を利用して練習をなさっていたという実態もございます。本当にそういったボウリング場等々なくなったというのは非常に寂しいなと思っております。

この娯楽施設、先ほど言われるファミリーレストラン等々もなかなか、これまた今の大型店と同じような格好になるんじゃないかというようなそういう懸念もございますけれども、やはり住民の方が気軽に楽しめるようなそういった施設が今度の国境離島新法の事業所、企業等の拡大あ

るいは企業を興す、仕事を興す方々の中で出てくればよいなど期待をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（2番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） できましたら本当、若い人、子供たちにも都会で味わうんじゃなくて壱岐で味わっていただく、ボウリングなんかですね、味わっていただきたいから、どうか検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。音嶋議員。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 音嶋 正吾君） それでは、通告に従いまして、4番、音嶋正吾が市長に対し一般質問をいたします。

本年は、梅雨入りをしたものの空梅雨、そして空景気、空回りをしないように一般質問を粛々と行ってまいりたいと考えております。

どうか市長の簡潔明瞭なる御答弁をお願いをいたします。

まず、第1点目として政治をつかさどるものの私は座右の銘と考えておる言葉がございます。

「兵を去らん、食を去らん、いにしえよりみな死あり、民信なくば立たず」いう論語の一説を紹介をいたしました。何を申しましても、市民との信頼関係が何より大事であるということであろうかと考えております。

規制緩和、自由競争がはびこっているグローバリゼーションの中で、私たちはいま一度住民と政治家の信頼関係を構築することについて、再度考えねばならないのではないかと考えております。

2点目として市長も初当選をなさいました1期目の回りの人には、公平公正公開のもとに無私の気持ちで俯瞰的思考で行政を推進されると私は思っております。

しかし今日に至っては、忘却の彼方へと消え去ってしまったのと思いを禁じえません。実に残念でなりません。

また、リーダーとしての資質の一つに胆力を兼ねた執行方法を身につけることが肝要であるとよく言われております。いつの議会でしたか市長に私から「巧言令色鮮し仁」と申し上げましたら、即座に市長は「剛毅木訥仁に近し」という言葉を返されました。まさしく口数も少なくしっかりした強い信念で他人を思いやる気持ちを大事にしたいという言葉であろうかと思えます。今もその気持が変わっておられないか、非常に釈迦に説法的な質問ではありますが、お尋ねをいたします。

3点目として、住民の血と汗の結晶から生み出された血税を最小の投資で最大の投資効果を得る行政の執行が必要であると考えます。そうしたときに、役人天国になっていないかということをつぶさに見つめ直す必要があるかと思えます。

広がる官民格差の実態、バブル後も公務員の給与は右肩上がり、各種手当でウハウハ、就職するなら公務員という言葉が市内では飛び交っております。しかし、高い競争力を伴いますので、なかなかその公職に就くことは非常に至難の技であります。高い給料と退職金、年金、休み放題、従来の福利厚生、そして一つ私が気にかかりますのは、行政は費用対効果を問われないと、その職を追われたら責任を転嫁されない。そういう風潮がありはしないかと私は懸念をいたしております。

今日、こうした干魘が続いております。赤木議員のほうからも御指摘がございましたが、普通期の荒施きもできない状況に農家の皆さん方も置かれて、非常に苦慮されております。早期のかん水に水が必要でありますので、なかなかほどけないということが生じております。こうした対策を執行側もとっておられるとは思いますがいかがでしょうか。皆さんはそうした思いで切実にこの今の現況を猶予されておるということを耳にいたします。

音嶋さん、苗が太り過ぎてもう田んぼに浸けとるです。しかし、圃場はほどけないと、そういう切実な悩みがある。ときに行政側は早急に対応をとっておるのか、そこら辺も一つお聞かせを願えれば幸いです。

民間におきましては、もはや給料は上がるものではなく、下がるものであるというモードが定着をしております。だから、そのような右肩下がりの経済がどこ吹く風かと、余裕綽々でいるそういうことは許されてはならないと私は考えております。

本市の本年度予算に目を転じましたときに、投資的経費の人件費の占める割合は18.3%、41億1,800万円相当、そして産業を引っ張る投資的経費は28億2,996万4,000円、12.6%、投資的経費を上回る、いわゆる人件費が上回る、そうした状況の中で果たして、壱岐市経済の再生ができるのかという思いを禁じ得ないのであります。

住民にはのしかかる財政が厳しいのです。補助金は削減しますと、使用料、国保、後期高齢者

保険料は軒並み値上げを余儀なくされる見通しであります。これも一つ人口の減少化がまた加速をする。そうしたことが考えられます。

ここで私は私たち特別公務員を含め公務員は、常日ごろから私は申し上げておりますが、先憂後楽の精神であるべきであると、住民の喜ぶ姿を見て我々は後で住民が喜んでいる姿を見て喜ぶ。これが本来の自治のあり方ではないかと考えるものでございます。

4点目、有人国境離島法の今後の改善点、検討点についてのお尋ねをいたします。

赤木議員のほうからもございましたが、国境離島航路運賃低廉化事業の中で低廉化対象者は特定有人国境離島移住者これに準ずる市町村長が認めるものが要点が先ほど市長のほうからお答えがございました。ここで、国のほうはこれだけのいわゆる議員立法で離島の継続的な発展を願って、存続を願って議員立法化を時限立法化をしていただいております。

しかし、壱岐市の現況といたしましては、島内経済を再生するためには、外価の獲得が不可欠であります。市長も常日ごろから申されますように、インバウンド政策に交流人口の拡大に重点を置いて市政を遂行していくという揺るぎない気持ちをお持ちであります。私はこうした誘客をするためにも、現在、県が22.5%、市が22.5%の負担、国が55%、あわせてこの事業を遂行をいたしております。

そこで22.5%、22.5%で45%になります。これに航路事業者が国にこれ以上の負担を強いればいいわけですが、そこまではなかなか今年度から施行した法案でありますので、首を縦に振ることはないかと思いますが、継続的に今後働きかけるものの、やはり3者で県、市、定期航路運行業者と連携をして島外から入ってくるお客様に対する航路運賃の低廉化を検討できないものかと考えております。

その財源にどうでしょうか市長、ふるさと納税の財源を充てられたらどうでしょうか。壱岐がこんなに元気で頑張る。頑張るためには、航路運賃を低廉化して皆様を壱岐に誘客するような努力をしていきたいというコミットメントを発信していただければと考えております。

5点目でございます。

市長は常日ごろから一次産業の振興なくして壱岐市の経済発展はないというふうにご考えておられます。水産業は非常に今年は特に不漁であります。農業のほうは畜産が高値で推移し、最近では50億円突破の祝賀会も開催され、順調に推移をしておりますものの、しかし、やはり路地野菜、ほかの産物に関してはいまいちのところがあるかと思っております。

国内の大手スーパーマーケットでは2020年の東京オリンピック開催に向けて、オーガニック食品の確保、有機栽培食品の確保に奔走をされております。御存じのとおり、ヨーロッパの選手団はオーガニック食品を日常的に愛用をいたしております。

そこで、今現在、壱岐にも根を下ろしておりますが、イオングループなんかは有機食品の栽培

をする農家を買いたさるという言葉は非常に語弊がありますが、買って回っております。お願いしますと。冷凍技術が物すごく発展をしておりますので、食品の確保に奔走をしておるのが現実であります。

そこで、壱岐市の農業もそうしたふうにチャンネルを切りかえる時期に来ておるのではないかと考えるのであります。通常の生産性を上げる農業から質の向上へと転換をすべきと考えておるのであります。簡潔にこの件に関してもお尋ねいたします。

次に、グローバル経済がばっこしたために、壱岐市はもとより地方経済は疲弊の一途をたどっております。そこで今回市長が英断をされ I k i — B i z の創設をなさいました。私はこの件を否定するものではございませんが、これは物まね主義であってはならないんだよというわけであります。

要するに、地域のことは地域に聞けと申します。そして、その結果というのは氷山の理論と申しまして、ごく見えた部分が少数でその根底にあるのは根っこであり、その努力の積み上げが地域経済の経営を支える大きな要因であろうかと思うのであります。できればこの事業のミッションはどのようにミッション、すなわち使命、やるための使命、これをどういうふうに位置づけてあるのか。まず、聞く、見つける、支える、こうした事業を展開する折におきまして、本年度当初予算では 3,050 万円のたしか当初予算が盛り込まれておったやに記憶をいたしております。

半分は地方創生の予算、国庫補助金であったらうかと思えます。果たして事業を本年一年で結果を出せるのか。私は不可能じゃないかと考えております。事業の複数年の継続を視野に入れてお考えであるのかどうかをお聞かせをいたします。

以上、6点に関する市長の答弁を求めますが、市長は答弁書は山のように事務局から準備をしていただいておりますが、でき得れば市長の博識をもって簡単明瞭に答弁をいただきたい。そのように思っております。できれば、その次の次段のほうに力を入れて議論を進めていきたいと考えておりますので、よろしく御協力方をお願いします。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋正吾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋正吾議員の白川の政治姿勢についてということでございまして、6点御質問がございました。

まず、第1点目、「民信無くば立たず」というが言葉に込められた思いについての見解ということでございます。

確かに政治を行う者は住民の信頼がなくては立たない。これは事実でございます。私はそのとおりだと思っています。しかしながら私は、その「民信無くば立たず」言葉だけは、これは理想だと私思っております。この言葉が出てきた背景を少しだけ御説明したいと思っております。

孔子が子貢という弟子に政治を行う上で何が一番大切か問うたということでございます。すると孔子はまず軍備だと、次に食糧だと、次に民衆の信頼とうことであります。

しかし、そこで弟子は、しかしあえて捨てなければならないものがあれば何がありますか。それはまず軍備を捨てようと、ならば次は何ですかと。次は食糧を捨てる。なぜか、食糧を捨てれば、人は死ぬが食糧があっても人はいずれ死ぬんだと。だから、政治に信頼を持たなければいけないんだと。そうしなければ国家は成り立たないんだという答えであります。

しかし、これは私は聖人君子の話であると思っておるわけでございます。政治家として現実に民が飢えに苦しむときに、私は何をさておいても食糧を調達する。私は政治家でございますので、そういう気持ちを持っております。「民信無くば立たず」理想理念としては間違いございません。しかし、現実には政治は現実の住民を見て、それに対応する。それが政治だと私は考えておるところでございます。私も市政を任されている者として、市民の皆様の信頼に応えるため、今、頑張っておりますことは、市民の信頼を受けるために何が一番必要か、それは公約の実現にほかならないと思っておるわけでございまして、この公約の実現のために全力で取り組んでいるところであります。

2番目の公平公正公開、無私の俯瞰的思考でそして胆力がリーダーに求められるということでございます。私が公平公正公開を公約として平成16年に初めて、市長選挙に立候補いたしました。残念ながらこのときは落選をいたしましたところでございます。そこで、私はしかしながら、今、この気持ちに変わりはございません。今も公正公平公開、この理念は私は持ち続けておるところでございます。しかしながら、100%の要素を叶えた、ただいまいろいろ音嶋議員おっしゃいましたけれども、100%を兼ね備えたリーダーはいないと思っております。

その中で、胆力があるのかということでございます。「胆力」辞書を調べてみました。物事に動じない気力、いわゆる肝っ玉だということでございます。私はそれがいいのかと問われれば、そこは市民の皆様、議員各位など、回りの皆様が判断されることでありまして、私がみずから申し上げることではございません。

ただ、平成29年3月会議におきまして、音嶋議員が今の私に期待するすべはないと断言をされたところでございまして、そのことは十分に承知をいたしましたところでございます。ただ、私はこの壱岐の島を発展させ、市民の皆様の暮らしを向上させたい。この気持は誰にも負けない自身でございます。さまざまな施策にそのために取り組んできたところでございます。

3点目、住民の汗水流した血税で最小の投資で最大の投資効果を得る、そして役人天国的自治になっていないかという御質問でございます。

言われるように、行政は常に最小のコストで最大の利益を現す。これがもう使命でございます。そこで、常に有利な補助金等々について考えておられるようでございますけれども、最小の経費

で最大の効果を上げる。これについては、職員全員一丸となって、そのことを目指しておるわけでございます。後段の役人天国的自治という言葉については、意図されるところが、今、給料という面でございます、それ以外の意図されるところは定かではございませんけれども、私は常々職員に対して、地域のリーダーでありなさい。常に市のことを考えなさい。そして、素早い対応をなさい。そして遠くを見る目を持ちなさい。広く見る目を持ちなさい。深く見る目を持ちなさいと申しております。そのことを実践するために、今年度から地域と行政の相互の橋渡し役となります地域担当職員を配置して、協働のまちづくりに拍車がかかるものと期待をいたしておるところであります。

ある地区では、市の職員が進んで役職を持ってくれるなど、随分助かっていると褒めの言葉をいただいた事例もございますし、先日のサイクルフェスティバル、また、昨年初めて行いましたウルトラマラソン等々、率先してボランティアに出務する職員がほとんどでございます、私はこのような職員を誇りに思っているところでありまして、これを役人天国と言われるならば、職員のやる気に水を差すようなもので非常に心外でございます。

次に、4点目。有人国境離島法の制定法の今後の改善点ということでございまして、おっしゃるように、インバウンド、これ今、約1,000人壱岐に来ております。これを県、市、そうして航路事業者と三者で運賃の低廉化をしたらどうかということでございます。これにつきましては、私は確かにこのことによって、九州郵船のお客がふえております。その分については私は先日、支店長に対しましてその増えた部分は空気を運んでいるものが増えるわけですから、その分は純然たる会社の利益になるんだと。そのことを還元してくれと申し上げました。

それは、例えば閑散期において島民カードを持たない方について、何らかの支援をする。そういったことを考えてくれないかということで会社に持ち帰って社長と相談するという返事をいただいたところでございます。まさにインバウンド、全ての人を全部運賃低廉化に対象するということは厳しゅうございますので、音嶋議員が言われるように、ふるさと納税をした人とかインバウンドとか、ふるさと納税をした方については、当然、返礼品が運賃になるわけでございますから、十分、財源はあるわけございまして考えないけないということを思っておるところでございます。

次に、5点目、一次産業の振興なくして壱岐の広域的経済的活動は不可能ということで、先ほど外国人はオーガニックの野菜を好むというような御指摘がございます。まさにそのとおりでございます、チャンネルを切りかえるべきだということでございまして、私はそれは確かにそのとおりだと思っております。

御存じのように、壱岐市の農政は壱岐市、JA壱岐市とともに農政を組んでおるわけでありまして、これはやはり機会を捉えて市、JA壱岐市ともそういったことも視野に入れながら

チャンネルを切りかえる。あるいは付加価値をつける。チャンネルを切りかえるということは、やっぱり付加価値をつけるということでございますから、そういったことにも取り組んでいきたいと思っておるところでございます。また、漁業についても同様でございます。ひとつそういったことを提案をしてみたいと思っております。

次に、I k i—B i zについてでございます。これについては、今回で3回目の御質問をいただいておりますけれども、確かに多くの予算を使って雇うわけでございまして、やはり、これらには絶大の効果を私は出させていただかないかんという強い気持ちであります。物まねという言葉もありますけれども、先ほど否定はしないと。私はいいものであれば大いに物まねすべきだと思っておるところでございます。このf—B i zをモデルとしたI k i—B i zについては、我々が気づかない生産者も気づかない。そういった気づきを出してくれる森俊介センター長であると思っておりますし、ミッションと言われました。

ミッションを一言で言うならば、全ての中小企業、農業、漁業含めて相談者について、売上を上げる。そのことがミッションであると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 市長も簡潔に答弁をいただきました。本当に私の意を汲んで答弁をいただきましてありがとうございました。

全般的に申し上げまして、私政治家として一番大事なことは照干一隅を照らすと申します。世の中の隅々まで光を照らし、自分の身は細ってでも照らす。いわゆる政治家は「一本のろうそくたれ」とよく申します。

昨今は政治家になって肥太りするものおります。それじゃあだめです。自分の身を細めてでも社会に明るくする。これが政治家の鉄則ではなかろうかと考えております。おおむね市長と見解の相違はございませんでした。

そして、第一次産業、農業問題に関するコメントですが、やはり壱岐ももうそろそろチャンネルを変えて、やはり指導体制の強化、そういう先進地を本当に視察をして、やる気満々の農業者を育てて有機農業、オーガニック農業の生産基地と、なぜ私がこう言いますかということ、交配等が離島であればしないわけです。純然たる種がそのまま育てることができる。そうした環境下にあると、ミネラルをたっぷりの潮風が環境にある。そうしたものを取り入れて今後、壱岐市の農業の礎としてひいては、全産業の牽引力になると私は信じて疑わないものであります。どうかよろしく願いをいたします。

そして、九州郵船、国境離島、航路運賃の件でございますが、確かに乗船客が乗ればそれだけ航路運行者は利益を生むわけでありまして。それは離島があつて彼らも事業をいたしておるわけで

す。それを業としておるわけでありますので、ここは粘り強く市長も運行事業者に訴え、そして県当局に訴えて一緒にやろうじゃないですかというふうに申し上げていただきたい。このように考えております。

そして、I k i—B i zに関して総括的に申し上げまして、私は一年で7月から実質的には供用開始をいたします。そしたら年度とすれば3月になります。期間が非常に短い、この期間で本当に成果を生めるのかということに相成ろうかと思えます。ですから、複数年をかけて本当に中小企業を再生させるためにやるのだという不転の決意があるのかないのか。この件に対してだけ簡潔に、「ある」、「ない」それで結構です。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） I k i—B i zにつきましては、前回だったと思いますけれども、結論、結果を8月まで待って欲しくないかということと言われてたと、森所長が。というのは、8月から始まります。一年間待って欲せんかということでございました。

しかし、単年度契約ですよということは申しておりますし、実は一昨日、森所長と私お話をしました。その中であなたは結果が出なければ私は厳しいですよということを申し上げております。それぐらいプレッシャーをかけて、もちろん気持ちとしては複数年度持っております。しかし、基本は単年度契約であるということ。それだけ危機感を持ってやっていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 岡崎市オカビズにおいても複数年でやっておりますし、市長が言われるようにプレッシャーをかけるのは結構であります。拙速に物事を進めて成熟したものができなければ一緒なのです。一過性で終われば一緒なのです。そこら辺も吟味して慎重にやっばりこの事業を進めていただきたい。そのことを申し上げ、次に質問を移します。

2点目、白川市長の政策ビジョンについて、私も市内津々浦々を回ってみますと、老老介護の悲惨な実態、そして慢性病患者の入院難民化の実態があからさまであります。これは一つは国の医療制度改革並びに在宅介護への国の政策としてシフトチェンジを進めようとしていることに一因があるかとは考えております。医師も介護保健施設等を整備をされておりますが、何分、介護職員、看護職員を人的資源不足、マンパワーの不足により制度の運用が足かせになっておるといようなことがありますか。

施設間に職員の引き合い、全体の器が少ないもんですからそういうふうになるわけです。そこで、壱岐市としては、こころ医療福祉専門学校等々で今年12名入所をされておりますが、なか

なか今喫緊に対応ができるかという、そういうことはできない。ですから私も一つ提案なんです、日本で医療費の一番少ないのはどこだと思いますか。長野県なのです。

長野県の坂井村のタカハシ前町長さんは、私に「音嶋君、下駄履きヘルパー制度と知っていますか」ということを申されました。下駄履きというのは、近所にちょこっと行く場合でも下駄を履いて行きますよね。それぐらいに近隣地域にヘルパーをいっぱい確保するということであります。

それで行政としたら、そのヘルパー取得に対して助成金を出してヘルパーをふやす。そして、そのヘルパーさんたちが社会福祉協議会ないし介護施設に登録をさせていただいて在宅訪問をして介護をする。そうした場合に、非常に坂井村の場合、私が行ったときですが、月額介護保険料は2,000円でした。今は若干上がっておるみたいですが、そうした取り組みも一つやっぱり模索すべきではないか。何が行政にできるのか。そこら辺をいま一度考えていただきたいと思います。

そして、もう1点、これに関連してですが、今年度から段階的に国では奨学金の給付型制度の支給が開始をされております。例えば、公益財団法人の電通とか日本国際教育支援機構とか民間団体が出す給付型の制度。そしてまた公的機関、日本学生支援機構が出す奨学金制度等々ございますが、この中で市内の高校と協議をして、介護職員、看護職員等を目指す生徒さんたちがUターンを希望するのであれば、奨学金の給付対象にしてあげてはどうかと。最終的には多額の教育予算を費やして市の将来のためと思って拠出をしておるわけです。それが今現在、壱岐市にUターンしなくてそのまま都市部へ出て行くという減少が顕著なわけです。そうしますと、高齢化率が今壱岐の場合で34.45%ぐらいですかね。要するに10人に3.5人は65歳以上のお年寄りという、これ避けがたい現実があるわけです。

こうしたことを本当にやっぱりクリアするためには、子どもさんたちに教育を受けるそうした権利を与えてやっていただきたい。次の私の子ども国債の理論にもつながりますが、今現在、日本国の公債残高は平成26年度末公債残高は780兆円であります。いいですか。そして、壱岐市が269億5,600万円、これは真水の部分で交付税措置がした場合に約90億円が真水の債務であろうと考えておりますと。あとは交付税措置されるであろうと、これは財政当局が大体御存じであろうかと思いますが、そういう借金を今、若年層の皆様方が今後背負って立たねばならないわけです。

今、生じておる債務というのは正直、私世代、高齢者世代が恩恵を受けるために国が借金をした債務残高であろうかと考えております。市長もう子ども国債にちょっと僕も一緒になりましたよね。基本的理論はあれです。要するに少子化傾向に歯止めをかけるためには、何らかの大胆な施策が必要であると。そうした中で国からトップダウン式に言われるんじゃなくて、地方がボト

ムアップ式にしたから中央に提言するように何かのやはり施策を持って望まねばならないと考えております。

平成28年、昨年度の特定出生者数は100万人を割っております。そうした中、市町村別に見ますと合計特定出生率が一番高いのは鹿児島県の大島郡伊仙町です。長崎県では対馬市が全国6位、2.18です。壱岐市も2.14で全国9位なんです。誇らしげに言っていることなんです。

そして、県別に見ましたら、1位がどこだと思いますか、沖縄です。1.86、長崎県は3位です。いいですか、県民所得は沖縄県が一番低いんです。長崎県は42位です。県民所得は。ところで出生率の低いのは議長御存じですよ、東京です。東京は1.15なんです。都市、田舎、過疎地域からどんどん子育てに優秀な子どもたちを全部東京に吸い寄せて、経済を活性化させ税は本社を有する東京に全部集まって、私たち田舎はどうですか。財政難、高齢化、そうした中でも社会の温かい環境の中で出生率も高いじゃないですか。もっと国に言うべきであります。私はそのように考えておるのであります。

子どもたちの世代、教育の無料化に対してもどんどん踏み込んだ議論をすべきだと思います。そうしないと、今の子どもたちは我々のつくった借金を返すだけで、何の恩恵もないわけでありまして。出生率を上げて支えてくれる子どもたちがいて初めて社会が成り立つものと考えます。

私がとりとめのない質問をいたしました、市長は簡単明瞭にお答えをいただきたい。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の2項目の白川の政策ビジョンについての見解でございまして、ビジョンですから、なかなか簡単明瞭に言えないわけですがけれども。その中で老老介護の現状、そして介護人材のこと、今年度から始まった国の給付型奨学金制度のこと等々を質問いただきましたので、まとめてお話を申し上げたいと思っております。

まず、急速な少子高齢化の中から平成26年度において、家族介護、看護に伴う離職等の諸問題対応と行政の支援のあり方について検討するために、介護者に対するニーズ調査を実施いたしました。その調査結果においては、音嶋議員御指摘の老老介護の実態、介護、看護への精神的、肉体的負担の増加、さらには将来への不安など意見をいただいたところでございます。

また、医療現場においても、医療従事者など中でも看護師不足からやむを得ず病床削減を行い、クリニックへの移行や無床化、一部休床する医療施設もございまして、深刻な問題と受け止めているところでございます。

しかしながら、国の方針といたしましては、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、医療や介護の必要な方々がますます増加すると予想されております。しかし、そうでありながら国は医療費の高騰、あるいは介護費の高騰等々を考えて、地域で在宅でそれをみるというよ

うな方向をかじを切っているところであります。それは御存じだと思っておるところでございます。地域、都道府県には医療圏ごとの地域医療構想の策定を義務づけ、市町村には地域包括ケア計画を義務づけたところであります。

この地域医療構想は将来の医療需要や必要となる病床室の推計とともに、医療機関の機能分化、連携、在宅医療の充実など、あるべき医療提供体制を描くこととなっております。その中で実は、現在460、壱岐市に病床がございます。それが21年後の2040には半減します。244というのが地域医療構想にあるわけでございます。

それでは、それをどういうふうにして、それではわからんのかということでございますけれども。病床減につきましては、在宅医療や介護サービス、その他必要な施策により対応することとしておりまして、地域医療構想については、圏域ごとの調整会議を毎年を開催して、構想実現のために課題や連携体制等の構築について議論し、県、市、町並び関係機関が情報を共有すると、こういうふうなこととなっております。現実の対応としては、非常に厳しい現状があるということを認識をいたしております。

次に、給付型奨学金制度でございますけれども、実は壱岐市においては、高校卒業後9割の学生が市外へ進学、または就職いたしますが、そのうち看護や介護の資格取得のためへの進学者は、毎年30名近くおります。

しかしながら、卒業後、市内へ就職者は近年ほとんどないという現状でございます。

そういった中で、やはり壱岐に帰ってこない。その理由といたしましては、やはり高収入、高技術、高等教育制度の職場を希望する者が多いという実情があると分析をいたしております。

そこで現在、長崎県では看護職員、介護福祉士に関しましては、人材確保対策として既に修学資金貸付制度が導入されております。この制度は卒業後、県内において看護職員、介護福祉士として医療施設、介護施設に就職して一定期間その業務に従事したときは、その貸付金を返さなくていいということでございますから、まさに音嶋議員が言っておられるU・Iターンして壱岐市なり、長崎県に帰ればそれは返さなくていいということですから、ある意味奨学金制度になっておるわけでございます。

壱岐といたしましても、こころ医療専門学校壱岐校への生徒の在学時、及び就職後の本市独自の支援策をとっておるところでございます。少し話が飛びますが、先ほどの長野県はやはり平均寿命も日本でございまして、そういった医療、福祉の関係が非常に連携プレイができておりまして、何度も佐久病院から壱岐市にそういった内容の講師をお招きして、私も何度もお話を聞いたところであります。

そういった中でやはり地域でこのたびも認知症初期集中支援チームができるなど、壱岐でもどうして在宅でやれるのかといったようなことの動きを今しているところでございます。

また、先ほど子どもの出生率を言われました。子育て空港徳之島、子育て空港という空港の名前でございます。確かに徳之島伊仙町は一番出生率が高いわけでございますけれども、私は今、国に対して申し上げておるのは、人材という子どもを生み育てて東京に送っているんだと。私は出生率を一つ交付税の算定に入れてくれということを申しております。今、複数の県で長崎県はやっておらないようですけれども。複数の県で総務省に対して、出生率を交付税の算定基礎に入れてくれという要望がなされていると聞いております。

また、先ほど飛び飛びになりますけれども、老岐市の真水の債務、いわゆる地方債残高、真水は90億円とおっしゃいましたけど、残念ながら150億円ぐらいは返さなければなりません。そこで子ども国債でございますけれども、今、幼児の教育と大学の教育について無償化しようという国の流れがございます。そういった中で高学歴を家庭の貧困によってしてはいけないということでございます。私も同感でございますけれども。その国策について唐突に一首長から国債いかがですかとかいうことも、なかなかそういう言及する立場にございません。むしろ、私は議会等からそういった決議文を決議を上げていただいて、そういう建議をなさることによって、全国的な機運を高める。そういったものがよくないかと、むしろ思うところでございます。それから、すみません。前後いたしました。先ほどの。

○議長（鶴瀬 和博君） 市長、答弁中ですが、50分をオーバーしていますので、なるべく簡潔に御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○市長（白川 博一君） わかりました。人材の育成でございますけれども、今、老岐病院で10名奨学資金を出しておりますけれども、これをやはり今後は民間医療機関の人材確保の支援ができる制度の創設の研究など、老岐医師会をはじめ関係機関等の御意見を賜りながら、地域包括ケアの推進に努めてまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員、時間を過ぎていきますけども。

○議員（4番 音嶋 正吾君） わかりました。簡潔に述べます。

○議長（鶴瀬 和博君） よろしく申し上げます。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 我々も本任期最後の議会で市長と建設的な議論をさせていただきました。ありがとうございました。

議員の任期も6年、8年あればいいわけですが、4年が一つの節目でございますので、また、皆さんと元気な顔で再会できることを期待をいたしております。いかんせん我々は公僕であり、市民の生活を豊かにするために全力を尽くして頑張る決意であります。市長どうか今後ともよろしく建設的に行政を進めていただきますことをお願いを申し上げ、一般質問を終わります。

議長ありがとうございました。ちょっと時間を過ぎましたが。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時5分といたします。

午後1時54分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、9番、田原輝男議員の登壇をお願いします。田原議員。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 田原 輝男君） 皆さん方お疲れの中、少しの時間をいただきたいと思っております。

なるべく答弁によりましては、早く終わるようにしたいと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。そして、私の質問につきましては、午前中の同僚議員の中の質問と重複する点があるかと思っておりますけれども、そのところは御了解をいただきたいと、そのように思っております。

それでは、通告に従いまして、9番、田原が市長に対し一般質問を行います。

第1点目は玄海原子力発電所について、この件につきましては、市長はもちろん再稼働反対と言われてきました。市議会もさきの4月本会議で全会一致で再稼働反対と、これに同意をしたわけでございます。その後、国、九電も再稼働に向けた動きのようでございます。そうしたことから、この再稼働について、今、市長のお考えの答弁をいただきたいと思っております。

そして、2番目でございますけれども、これにつきましては、国の100%補助で放射線防護対策施設が計画をされ、まもなく着工の予定かと思っております。しかしながら、最も近い初山地区これには幅が広がります。この初瀬地区を含めた総合的なこの施設の今、市長がお考えのことをどういふぐあいに考えられているのか一つお尋ねをいたします。

そして、これからが一番大事かと思っておりますけれども、初瀬と石田町、久喜この間に普通の家があります。要するにUPZ圏内、30キロ圏内。これに対する施設をどういふぐあいにして避難所を設けて、どうしていかれるのか、これに対しても市長の御見解をお願いをいたします。

それから全体的に、市長午前中答弁、同僚議員の答弁の中でありましたが、30キロ圏内UPZ、これ強いて言うたら、壱岐市内の南面に面する石田町までまたがるのではなかろうかと。そうすれば、石田町の久喜はもちろん、祝町から君ヶ浦この海岸道路、海岸に面した集落、そうしたことも含めて全体的に総合的に考えられて、今の現状でいいですから市長の御見解をお願いをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 田原輝男議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1番目の玄海原子力発電について、現在の私の考え方ということでございますが、私は玄海原子力発電所の再稼働につきましては、100%安全であるとは言えない施設でありまして、市民の皆様は事故等への不安を抱いているという理由で一貫して反対を表明をしております。

また、市議会で再稼働反対の決議をいただいたことによりまして、玄海原子力発電所の再稼働反対は壱岐市民の総意であると。それは考えておりますし、そういうふうに発信をしております。この考えに変わりはありません。しかしながら、原子力に発電にかかわることは国の施策でありまして、国が原子力発電所を再稼働とするという方針の中では、私どもの意見はなかなか反映されないのが現実であります。昨日の佐賀地方裁判所の判断でございますけれども、そのことについて実は私はきのうコメントを求められたところでございます。

そういった中で私は敗訴された住民側が上告されているということでございますから、まだ確定はしていないわけでございまして、そのことについてのコメントはできないと申し上げましたし、また、この反対という気持ちに変わりはないということを改めて昨日申し上げたところであります。

また、初山地区、初瀬地区、石田の久喜地区等々、君ヶ浦もそうでした。等々全体的に計画して、国、県に要望されてはどうかということでございます。放射線防護対策施設を国に要望したらどうかということでございます。

市の避難計画では、壱岐本島のUPZにおきましては、基本的に壱岐島の北部に避難することとなっております。まず立地自治体で震度6弱以上の地震が発生した時点で警戒事態となります。UPZ圏内の住民は原則、屋内退避となりますけれども、さらに事態が進んで放射性物質が放出され放射線量が毎時20マイクロシーベルトを測定した場合に、そこから1週間以内に避難を完了させることとなります。放射性物質が放出されてからの本市に到達する日までの日数を含めると、避難のための時間は私は十分あると考えておるところであります。

しかし、三島地区住民の皆様は時化等の気象条件によって避難ができない場合と同様に、病院や社会福祉施設の入所者等で緊急時に即時避難が可能な方の放射線防護対策施設の整備が必要であると考えております。このため、市内の福祉施設、有床病院及び県、市の関係部署をメンバーとした壱岐市福祉保健施設防災連絡会議を開催いたしまして、施設避難計画の実効性向上とあわせて施設整備に向けた協議を開始をいたしております。

この協議会の中で整備する施設が決定いたしましたら、補助金の要望を行うこととしておりま

す。いずれにしても、しかし住民の安全のことをございますから、できるだけのことをしてまいりたいと考えおる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、市長から答弁をいただきましたが、一つ私1点だけあまり納得しない点がありまして、要するに万が一の場合、玄海原発が想定外のような事故が起こってはならないような事故が起こった場合、今、市長の答弁ではある程度の日数はあるんじゃないかなとかという答弁でございましたけれども、それは無風状態のときであるんじゃないかなと思っ  
て、私はそう思っております。

そうした場合に風向きによっては、もう30キロ圏内もうとてもじゃないです。壱岐全体が問題になるかと思っておりますけれども、そうした場合に移動する急に起こった場合、そして最悪の状態になった場合には、やはり私の考えとしては、北部に移動とか何とかそれも一つの案ではございましょうけれども、私はそれではもう本当に遅いんじゃないかなと。そのように考えております。そして、ちょっとおくれましたけれども、白川市長は今でも再稼働反対の意義は変わりはないということ聞きいたしまして、私も安堵したところでございますけれども、何せ国の施策でございますので、地方が言ってもなかなか手の届かないことになる可能性も高いんじゃないかなとそう思っております。

そして、やっぱり市民の方の安全から守るために対しても、やはり先ほどの答弁に対して私の思いと若干すれ違いがあつたかなと思っておりますけれども、本当に一刻一秒を争う事故にならないことを願うわけでございますけれども、もし、なつた場合、それも想定をしておかねばならない。そうした場合、やっぱり市民の方の安全を守る観点から、先ほども言いますようにもう一度市長のそれに対するもう少し前向きな答弁をいただきたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の追加の質問で想定外というのがあるんだということでございます。私も想定外はあると思っておりますけれども、やはり、国が基準を決めて、そして再稼働の認可をした。そして、そこには相当の研究材料と言いますか、知見を持ってされておるわけでございまして、実は今年2月にこの原子力災害対策指針と規制基準、原子力規制委員会の田中俊一委員長が出されたものがございまして。

この中に実は防災避難計画についての疑問ということで、何項目かあるわけでございます。新規規制基準は原発事故が防止できない不十分であるとか、原子力規制委員会はなぜ避難計画を安全審査の対象としないのかとか、そういった質問がございまして、それに対する回答もあるわけで

ございます。そういった中で、やはり、こうした指針というものが送られてまいりますと、それを「いや、それは違うじゃないか」という反論がなかなかできないという面もございます。従いまして、この基準に沿って私どもは避難対策を講じると。

今、そういうことが最善の避難対策だと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 最後のあれになるかと思えますけれども、先ほども言いますように、市長もまたおっしゃるように、国の施策でございます。しかしながら、はい、再稼働賛成というわけにはいきませんので、市長みずから市民の皆様にはわかりやすく納得のいける説明をされまして、そしてイエスと言ってもノーと言うても何せ市民の方に御理解をいただけるような方法でよろしく願いをいたします。

これ以上、私まだいっぱい聞きたいことがあったんですけれども、今、市長の答弁を伺いまして、うん、と思うところもありましたし、まだ納得もしてないところもありますけれども、もう2回、3回となりますので、次に行きたいと思えますけれども。

それでは、1点目終わって2点目のこれ本当簡単な質問ですみませんけれども。遊具のある公園施設について、市内全体に41カ所あると伺っております。この安全点検はどのようにされているのか。これ市内私回っております、いろんな声を伺いましたので、一つ市長にお伺いをしたいと思ひましてよろしく願いをいたします。

○議長（鵜瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の2番目の質問でございまして、遊具のある公園施設について、市内全体に41カ所とあると聞いているが、安全点検はどのようにしているのかという御質問でございます。

実は、この遊具のある施設でございますけれども、7つの課が所管をいたしておりまして、少し具体的に申し上げますと、こども家庭課で4施設、これは八幡児童館以外につきましては、自治会に委託をしておりまして、自治会の方が安全点検をなさっておるということでございますけれども。職員も年に1回はここを点検をしているということでございます。

次に、環境衛生課に1カ所、これは高野原公園でございますけれども、毎月行っている。

それから、観光商工課は5施設でございます。5つの施設でございますけれども、毎月点検をし、年1回点検マニュアルに従って講習会などを受けた職員がおりまして、点検マニュアルに従って年1回はしているということでございます。

それから、社会教育課には5つございます。これも毎月職員が点検をいたしております。

建設課には7施設ございます。これは年2回点検をいたしておりますが、これも点検マニュアルに従った点検をしているところでございます。

農林課につきましては、13施設ございます。年1回の点検をいたしております。

水産課は5施設、年1回の点検をいたしております。この水産課の5施設のうちに港湾の2カ所は県の設置でございますけれども、市が管理委託を受けて管理をしているというところでございます。今、申し上げましたように、正直申し上げて点検はしておると言いますものの、その点検の精度といいますか、内容については非常にばらつきがございまして、私も今度の質問を受けて改めて、これでいいのかなということは今考えておるところでございまして、ぜひ、講習等々を受けてマニュアルに従った点検をすべきであるということを確認をさせていただいたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） この遊具につきまして、いろんな方からのお話を伺いまして、私も正直大体9割ぐらいは見て回ったかなと思っております。そして、その中でも本当によく手入れが行き届いているなという箇所もかなりあります。けども、まだその一方、鉄棒もありますけれども、もう、さびだらけの握ったら子どもさんがけがするぐらいの要するにそういうものも数多くありました。

そして、その中で一番私が感じたのは石田町の久喜の上の公園です。この公園につきまして、いろんな遊具があります。そして私の地元もはじめ子ども会あたりの場合にはよく行く場所でもあります。そして、これ行ってみますと、遊具の中でもタイガーロープを張られて使われない状態、使わせない状態と言いますか、そうした遊具があります。

市民の方の声を聞きますと、使われるのならば外せばいいじゃないかと。何ぼロープを張っても子どもは言うことは聞かないと、くぐって行くと。もし、これで事故が起こった場合には誰が責任とるとかというような本当にちょっと見つらいような状況になっております。

そして、鉄棒等につきましてもここでも一緒です。もう、さびだらけです。あれは、今、強化プラスチックのあれには変えられんとですかねと思って。鉄じゃなくて、物すごい強いやつがありますから。そうすればさびもこんし、それで月に1回の点検、そして年に1回の点検、そして地元に委託をされている場所、いろいろあるかと思っておりますけども。やはり、担当部署、これいろいろと私もこうしていただきましたけれども、やはりこんだけの41カ所の施設があるには点検等も大変かと私思います。

けども、子どもさんたち、まずけがでもされて、いろんな問題が生じた場合には市にのしかかってきます。やっぱりいろんな責任問題を問われるかと思っておりますので、本当職員さんも大変忙し

いかと思いますけれども、ちょこっと顔を出していただいて、どのようになっているのか。これはもう手入れをしなければならぬ、いろんなものを自分の目で見られて判断をされて、月に1回、年1回じゃなくして、わざわざ行ってでもいいですから、安全点検には力を入れていただきたいと思います。

そして部署が7つの部署にまたがっておりますので、それぞれ所管のあれも大変かと思いますが、これは教育委員会の学校施設の中はこれは入っておりませんので、言いましたように公園施設だけの遊具でございますので、いろんな方が行かれます本当に。けがをされないような施設にしていきたい。安全で子どもが遊ばれる施設にしていきたいと思っております。市長、何かありましたらお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 田原議員の御質問でございますけれども、田原議員のおっしゃるとおりでございます。設置をしております以上は設置者責任というのがございます。万が一の事故、けが等々あった場合は市が責任を負わなければいけない。そして、それを補償とかそういった問題ではなくて、やはり市が責任を持って設置しているんだと。それは安全を一番大事にして設置をしなきゃいけないとおっしゃるとおりでございます。それについては、市民の皆様にご心配をおかけを申し上げます。今、指摘をいただきました石田ふれあいの森につきましては、54メートルの長さのローラー滑り台、それに終点のところだけに使用禁止と書いてあります。立て札というか。そうおっしゃるように54メートルの長さでございますから、途中幾らでも乗れるわけです。非常に危ない。大変な僕は事故につながると思っております。これについては、見積もりをとったとき、撤去で170万円かかる。それは当然でございますけれども、修繕で520万円かかるということで、さらにはそれは腐食部分だけの修繕でございます、ローラーがでございます。何百、もしかして千ぐらいあるかもわかりませんか、それが1つ3万円ぐらいかかるということでございまして、これはやっぱり修繕というのは無理でございますから、やはり撤去をして必要であるならば、今後54メートルという長さじゃなくて適当な長さのものを置くとか、そういったことに早急に取り組みたいと思っております。

また、その点検の中でおっしゃるように、じゃあ点検をしているのに、じゃあさびた鉄棒が何であるのかということになるわけでございますから、そういったことも一つこの7つの課で協議をさせまして、一定の基準を決めて、やはり撤去すべきは撤去するということをしてしたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 田原議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 最後でございますけれども、今、市長が申されたようにかなりの金額が要するのは私もそう伺っておりました。ローラーばかりじゃなくて、いろんな上の段には丸太ん棒でできたジャングルじゃないですけど、ロープ使こうて、あれもやっぱりもう長くはないかと思っております。それで事故が起こらないうちに早急な対応、市長前向きなお言葉をいただきましたので、ちょっと皆さん早いかと思いますけれども、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔田原 輝男議員 一般質問席 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

---

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あした6月15日木曜日午前10時から開きます。

なお、あしたも一般質問となっております、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ビジョン、壱岐FMにて生中継をいたしますので、市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分散会

---